r8物価_2_3

令和8年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

朱色変色

都道府県区分	【08_茨城県】
地方公共団体名（コード有り）	08364_茨城県大子町
都道府県・市町村コード（5桁）	08364
担当部局課名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

（単位：千円）

交付対象経費（地方単独事業費）（R7経済対策分）	国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①にかかる交付対象経費	–
	（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）	–
交付対象経費（地方単独事業費）（R8補正予算分）	国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額②にかかる交付対象経費	11,500

（単位：千円）

令和8年度既配分額 国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	–
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分） ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–
令和8年度既配分額 国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②	–

（単位：千円）

今回配分予定額 国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	–
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分） ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–
今回配分予定額 国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②	11,500

（単位：千円）

配分予定額計 国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	–
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分） ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記	–
配分予定額計 国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②	11,500

（単位：千円）

国のR7補正分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和7年度本省繰越分）	–
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）	–
小計　交付限度額（R7経済対策分）	–
国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②（令和8年6月5日通知分）	11,500
小計　交付限度額（R8補正予算分）	11,500

エラー（自治体名記載不備）	エラー（担当者・連絡先記載不備）	エラー（既配分額記載不備）	エラー（交付限度額記載不備）	エラー（交付限度額<既配分額）	エラー（交付対象経費<既配分額）
	error				

事業数	4	基金事業数	0
最終事業NO	5		
前回から記載内容に変更があった事業数	0		
"うち交付対象経費のみの変更"を除いた変更事業数	0		

R7補正_推奨 交付対象経費	–
R7補正_推奨 交付対象経費 うち特別加算	–
R7補正_推奨 交付対象経費 うち特別加算以外	–
R7補正_推奨 交付対象経費 うち特別加算以外 うち生活者支援	–
R7補正_推奨 交付対象経費 うち特別加算以外 うち生活者支援以	–
R8補正__推奨 交付対象経費	11,500

配分予定額計	11,500	移管先	総務省	交付限度額計	11,500

国のR7補正において、食料品の物価高騰に対する特別加算の配分を受けていない市区町村は、食料品の特別加算に関する事業をNO1に入力してください。
複数の事業がある場合は、NO2以降に記載してください。

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	物価高騰対策と整理する根拠・理由	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策等との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	※推奨事業メニューのサブメニュー ・左列で①を選択した事業が②～④にも関連する場合は追加で選択してください。 ・国のR8補正活用事業について、左列で②～④を選択した事業が食料品の物価高騰に対する支援を含む場合は、N列に追加で①を選択してください。			「推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業」を選択した場合の、より効果があると考える理由	A 総事業費 （単位：千円）	B 交付対象経費 （単位：千円）	B1 国のR7補正予算分 （交付限度額①） （推奨事業メニュー分） （単位：千円）	B2 国のR8補正予算分 （交付限度額②） （推奨事業メニュー分） （単位：千円）	C その他 （一般財源や補助対象外経費等） （単位：千円）	※参考 総事業費に係る事務費 （単位：千円）
														合計	24,607	11,500	–	11,500	13,107	
1															–	–				
2	R8_補正	推奨事業	○	○	物価高騰により圧迫された家計の固定費を引き下げる、直接的な生活支援であるため。	○	物価高騰対応上水道基本料金支援（医療施設等）	中東情勢対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援					611	611		611	–	–
3	R8_補正	推奨事業	○	○	物価高騰により圧迫された家計の固定費を引き下げる、直接的な生活支援であるため。	○	物価高騰対応上水道基本料金支援（中小企業等）	中東情勢対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援					2,611	2,611		2,611	–	–
4	R8_補正	推奨事業	○	○	物価高騰により圧迫された家計の固定費を引き下げる、直接的な生活支援であるため。	○	物価高騰対応上水道基本料金支援（生活者）	中東情勢対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援					20,681	7,574		7,574	13,107	–
5	R8_補正	推奨事業	○	○	物価高騰により圧迫された家計の固定費を引き下げる、直接的な生活支援であるため。	○	物価高騰対応上水道基本料金支援（水道基本料金減免）【事務費】	中東情勢対応	○	④消費下支え等を通じた生活者支援					704	704		704	–	704

No	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	商品券等活用事業	商品券等活用事業の留意事項を踏まえた制度設計となっているか（具体的な対応を検討中の場合も含む）	予算化時期	予算化の方法	事業始期	支援開始時期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	国の重点支援地方交付金が活用されている旨の明記	実施状況の公表等について（HP、広報誌など）	備考1 （重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考1のサブカテゴリー　※N～P列を記入している場合のみ （重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）			備考2 「農林水産・食品分野」「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」における細分化項目	自治体での予算区分	自治体利用欄	自治体利用欄	エラー（予算年度選択漏れ）	エラー（枠選択漏れ）	エラー（効果直接選択漏れ）
1																									
2	①重要な事業インフラであり、ほぼ全事業所に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している事業者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金（メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く）の減免に係る費用 ③【事業合計　610,600円】 うち610,600円に交付金を充当 29戸×一般基本料金1,600円×2ヶ月＝92,800円 2戸×大口1用基本料金7,700円×2ヶ月＝30,800円 11戸×大口2用基本料金14,500円×2ヶ月＝319,000円 3戸×団体用基本料金2,000円×2ヶ月＝12,000円 13戸×学校用基本料金6,000円×2ヶ月＝156,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 ⑴令和8年8月1日～8月31日の間に量水器検針を受け、令和8年8月分水道料金が確定した者 ⑵令和8年9月1日～9月30日の間に量水器検針を受け、令和8年9月分水道料金が確定した者 ただし、公共の施設を除く。	–	–	–	–		R8.7	議決	R8.7	R8.8	R8.9	対象58戸の水道基本料金を減免	明記予定（事業チラシ）	ホームページ	医療（光熱費関係）					R8補正（地）					
3	①重要な事業インフラであり、ほぼ全事業所に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している事業者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金（メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く）の減免に係る費用 ③【事業合計　2,611,000円】 うち2,611,000円に交付金を充当 495戸×一般基本料金1,600円×2ヶ月＝1,584,000円 25戸×大口1用基本料金7,700円×2ヶ月＝385,000円 22戸×大口2用基本料金14,500円×2ヶ月＝638,000円 1戸×団体用基本料金2,000円×2ヶ月＝4,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 ⑴令和8年8月1日～7月31日の間に量水器検針を受け、令和8年8月分水道料金が確定した者 ⑵令和8年9月1日～9月30日の間に量水器検針を受け、令和8年9月分水道料金が確定した者 ただし、公共の施設を除く。	–	–	–	–		R8.7	議決	R8.7	R8.8	R8.9	対象543戸の水道基本料金を減免	明記予定（事業チラシ）	ホームページ	対象分野に関連しない					R8補正（地）					
4	①重要な生活インフラであり、ほぼ全世帯に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している生活者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金（メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く）の減免に係る費用 ③【事業合計　20,681,000円】 うち7,574,000円に交付金を充当 6,240戸×一般基本料金1,600円×2ヶ月＝19,968,000円 35戸×大口1用基本料金7,700円×2ヶ月＝539,000円 6戸×大口2用基本料金14,500円×2ヶ月＝174,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 ⑴令和8年8月1日～8月31日の間に量水器検針を受け、令和8年8月分水道料金が確定した者 ⑵令和8年9月1日～9月30日の間に量水器検針を受け、令和8年9月分水道料金が確定した者 ただし、公共の施設を除く。	–	–	–	–		R8.7	議決	R8.7	R8.8	R8.9	対象6,281戸の水道基本料金を減免	明記予定（事業チラシ）	ホームページ	対象分野に関連しない					R8補正（地）					
5	①重要な生活インフラであり、ほぼ全世帯に普及している上水道料金を減免し、物価高騰等の影響を受けている住民の日常生活を維持する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金（メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く）を減免するために必要な水道料金システム改修にかかる費用 ③水道基本料金減免業務委託 【704,000円（税込み）】 うち704,000円に交付金を充当 ・料金システム減免対応 330,000円 ・検針システム減免対応180,000円 ・諸経費等130,000円 ・消費税64,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 ⑴令和8年8月1日～8月31日の間に量水器検針を受け、令和8年8月分水道料金が確定した者 ⑵令和8年9月1日～9月30日の間に量水器検針を受け、令和8年9月分水道料金が確定した者 ただし、公共の施設を除く。	–	–	–	–		R8.7	議決	R8.7	R8.8	R8.9	対象6,882戸の水道基本料金を減免	明記予定（事業チラシ）	ホームページ	対象分野に関連しない					R8補正（地）					